

新居浜工業高等専門学校最優秀学級担任表彰に関する要項

令和3年12月17日要項第3号

(趣旨)

第1条 この要項は、新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）教職員表彰規則第5条の規定により、本校の最優秀学級担任表彰に関し、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 最優秀学級担任表彰は、本校教職員表彰規則第2条第2号に該当する者に対して行う。

(選考委員会の設置)

第3条 最優秀学級担任表彰の対象となる者の選考を行うために最優秀学級担任表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事
- (3) 学生主事
- (4) 寮務主事

(選考)

第4条 最優秀学級担任表彰の対象となる者の選考は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 選考年度において、学生（1～5年生）による担任アンケートを実施する。実施の詳細については、選考委員会において決定する。
- (2) 選考委員会は、前号の集計結果を基に総合的に評価し、最優秀学級担任を選考する。

(事務)

第5条 最優秀学級担任表彰に関する事務は、総務課において処理する。

附 則（令和3年12月17日 制定）

この要項は、令和4年4月1日から施行する。